

北海道労働委員会月報

2023年 6月号 No.713



左から、「レオン社長」、元気な労働者「リンさん」、道労委広報部長の「ねーさん」

主 な 内 容

- 随 想
クラーク先生の話、特に札幌時計台
(旧札幌農学校演武場)の話
使用者委員 松 田 隆
- 調 整 事 件
・ 5年1号争議あっせん
- 個 別 事 件
- 個別的労使紛争のあっせん (PR)
- 審 査 事 件
新 規 事 件
・ 5年2号不当労働行為事件

随想

クラーク先生の話、特に札幌時計台（旧札幌農学校演武場）の話

北海道労働委員会

使用者委員 松田 隆

私は昭和47年に北大文系に入学しました。当時は1年半の教養課程があり、その後希望の各学部に移行するシステムでした。教養課程では、とても幅広い科目を受講できました。

そんな中、特に興味を引いたのが、法学部の2名の先生の講義でした。まず、民法学の米倉明先生です。当時、北大法学部助教授で、後に東大法学部名誉教授になられました。とにかく、毎回の講義の度に「具体的事例に基づいて法的に考える力を養う」大変興味深い教え方でした。

特に記憶に残っているのが、「宇奈月温泉事件」です。権利濫用について大審院が初めて明確に判断した判決で、民法上重要な判例です。

次に犬の飼い主の責任についてで、事件の名前は「クマゴロウ事件」であったと思います。飼っている犬が人に怪我を負わせた場合、原則として損害賠償義務があります（民法718条第1項本文）。ただし、飼い主が、「相当の注意」をしていた場合には、責任を負わなくてもよいとされています（民法718条1項但し書き）。

次が憲法学の深瀬忠一先生でした。憲法を熱く語る、熱血漢のような先生でした。

米倉明先生と深瀬忠一先生の大変興味深い講義で、法学部が第一希望になりました。第2・第3希望は、文学部日本史学科とロシア語学科でした。行動心理学・発達心理学等、心理も関心がありました。これらの学科に進んでいたら、全く違う人生を歩んでいたと思います。

さて、法学部に進んで習った憲法学では、Ⅰが深瀬忠一先生で、Ⅱが中村睦男先生(当時助教授だったと思います)でした。中村先生は後に平成13年5月から6年間、北大総長をされ、大きな改革を実行され、北大の発展に寄与されました。但し、私が学生の頃に習った若き中村先生は、物静かで少しひ弱な感じの先生でした。

ここから本題のクラーク先生の話です。深瀬

忠一先生は、「クラーク先生」の大の信奉者で、折に触れてクラーク先生の話を読みました。

開校式で演説したクラーク先生は、自分の教育方針として生徒に望むことは「be gentleman! 紳士たれ!」の一語に尽きる。やかましい校則はいらない。全て自己の良心に従って判断行動し勉学に励みなさい」と訓示されました。先生は多くの優れた卒業生を輩出し、その後の札幌農学校発展の基礎を築いた優れた教育者でありました。

クラーク先生は明治9年7月に札幌農学校の初代教頭として招かれ、翌年明治10年4月までの約9ヶ月の短い滞在期間でした。先生は教え子たちと最後の別れの島松（北広島市）で、馬上から、有名なことば「Boys, be ambitious. (少年よ、大志を抱け)」と別れのことばを叫んだと伝えられます。「少年よ、大志を抱け。けれどお金を望み、私欲を満たし、名声を求める大志であってはならない。人間が本来持つべきもののために大志を抱け」との意です。

またクラーク先生の教えに、lofty ambition(崇高なる大志)があります。私は今でも時々考えます。「私にとって、ambitiousとは何か?」と。自分の行動指針、目標設定を考える上で、ふと思います。

最後に札幌時計台を取り上げます。観光で「日本三大がっかり名所」という言葉があるそうで、ビルに囲まれた時計台もその様です。時計台は、札幌農学校時代の演武場です。クラーク先生の提言により、生徒の兵式訓練や入学式・卒業式などを行う中央講堂として1878年（明治11年）に建設されました。クラーク先生はアメリカの南北戦争で北軍の戦士として戦いました。先生は「高等教育を受ける者でもひとたび有事になれば戦場に出向く」というアメリカの制度を日本に導入したものです。

先生は、南北戦争で命を落とした自分の教え子達が、兵士としての訓練を受けていなかったことを悔いており、札幌農学校の生徒達には同じような悲劇を繰り返さないで欲しいという強い思いがありました。自分の経験から、学生を「有事の際に自分の身は自分で護る」との教え

・愛情です。「自分の身は自分で守る。自国のことは自国で守る」と言うことです。連日、多くの観光客で賑わう時計台ですが、歴史的に重要で深い意味があることを思い起こしてほしいと思います。

審 査 事 件

新 規 事 件

▼ 5年2号不当労働行為事件

申 立 人 X労働組合
被 申 立 人 株式会社Y（廃棄物処理業）
申 立 年 月 日 令和5年（2023年）5月9日
救済を求める内容 団体交渉応諾、支配介入禁止、ポストノーティス

組合は、令和4年（2022年）6月15日に、会社に対し2022年度の賃金・労働条件に関する統一要求書を提出し、賃上げ等を要求したが、会社は、同年7月15日、賃上げ等を行わない旨を組合に書面で回答した。

同年9月14日の第1回団体交渉で、組合は、改めて賃上げの実施を求めたが、会社はこれを拒否し、引き続いて団体交渉の参加人数制限に関する主張を続け、同年10月19日の第2回団体交渉においても、会社は、専ら団体交渉の参加人数制限に関する主張をし続けたため、交渉案件の協議が行えなかった。

同年12月6日の第3回団体交渉で、会社は、前年度の委託料増額分の内訳資料を組合へ提示し、あくまでも委託料の増額分でしか賃上げを行うことはできないと主張した。

同月15日の第4回団体交渉で、組合は、会社の経営状況がわかる決算報告書等の資料の提示を強く求めたが、令和5年（2023年）1月31日の第5回団体交渉で、会社は、委託料による収入の資料のみを組合に提示し、別科目の収入・支出についての資料提示や組合が納得できる説明を行わず、労使の議論が平行線となった。

同年2月10日、組合は、北海道労働委員会へ争議あっせんを申請し、同年3月14日にあっせんが開催されたが、会社は、組合が求める財務資料の提示や組合が納得できる説明の実施にはコンプライアンスを理由として応じないと主張し、同あっせんは一時中断された。

会社は、第1回団体交渉以降、組合と団体交渉をしているように見せかけただけで、誠意をもって団体交渉を行わず、団体交渉拒否を繰り返すことにより、組合の運営に支配介入している。

以上の会社の行為は、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして申立てがあった。（あっせん申請は、救済申立と同時に取下げがあった。）

調 整 事 件

団体交渉の促進をめぐり・・・取下げ

▼5年1号争議あっせん

申 請 者	X労働組合
被 申 請 者	株式会社Y（廃棄物処理業）
申 請 年 月 日	令和5年（2023年）2月10日
終 結 年 月 日	令和5年 5月9日
終 結 区 分	取下げ
あっせん事項	団体交渉の促進

<事件の概要>

会社と組合は、例年賃上げ要求等について団体交渉を行い、秋頃には妥結していた。

令和4年度については、第1回及び第2回団交で、会社が令和3年度の団交人数制限における組合見解文書に対する抗議に時間を要したため、春闘要求の具体的な交渉は第3回団交以降に行われた。

第3回団交において、会社は組合に対し、賃上げを行わない根拠として資料を提示したが、組合はこれでは会社全体の経営状況がわからないとし、納得しなかった。このため、組合は会社に対し、決算報告書等の経営状況がわかる詳細な資料の提示を求めたが、会社はこれに応じなかった。

第4回団交においても会社は組合の求める資料の提示に応じず、第5回団交でも進展がなかったため、組合は自主的な解決は困難として、あっせんで申請した。

<あっせん経過・結末>

令和5年（2023年）3月14日、あっせんを行った。

事情聴取で、組合は、①会社は、組合が要求する賃上げについて応じず、断る理由も委託料を示すのみであり、事業収支計算書と損益計算書を開示し、誠実に説明すべきである、②会社との事務折衝や団体交渉のルールが曖昧なため、そこも明確にしていきたい、と主張した。

これに対し、会社は、①会社全体の収入は委託料のみであり、委託料全体は委託元が公開している資料でわかるため、決算書類の提示はしない、②組合は、旧執行部からの引き継ぎが不十分であり、今まで遵守されてきた慣例を尊重せず、主張や意見も頻繁に変わるため対応に苦慮している、と主張した。

事情聴取後、あっせん員は協議し、会社に対し、事務折衝を提案した際の提示資料をこの場で組合に提示してみてもどうかと提案したところ、会社は、組合に資料提示することを了承したが、組合は、この資料では会社全体の経営状況がわからず、不十分であるとして第2回あっせんの開催を希望した。会社もこれに応じたことから、第2回あっせんの期日を設定し、第1回あっせんで終了した。

5月9日、組合から、これ以上進展が見込めないことから、2回目のあっせん開催を望まず、他の方策を講じるとして、取下書の提出があったことから、本件は終結した。

個 別 事 件

令和5年5月に当委員会において取り扱った「個別的労使紛争のあっせん」関係の業務は、次のとおりである。

1 あっせん申請に係る事前相談・聴取件数

	相談・聴取の総件数
1～4月	61
5月	6
計	67

2 あっせん申請及び終結状況

	前月繰越	新規件数	取扱件数	終結件数	終 結 区 分				翌月繰越	
					解 決	打 切 り (＊)		取 下 げ		不 開 始
						あ っ せ ん	不 応 諾			
1～4月	0	4	4	3	1	0	0	2	0	1
5月	1	1	2	1	0	0	1	0	0	1
計	—	5	5	4	1	0	1	2	0	—

＊「1～4月」欄のうち「前月繰越」欄の件数は、前年からの繰越件数である。

＊「打ち切り」には、あっせんを行ったが合意に至らないなど解決の見込みがないと判断して打ち切りになった「あっせん」と、被申請者があっせんへの参加を応諾せず打ち切りになった「不応諾」がある。

＊「取扱件数」欄の「計」は、前年からの繰越件数に「新規件数」欄の「計」を加えたものである。

3 あっせん事項内容別件数

あ っ せ ん 事 項 内 容	1～4月	5月	計
経営又は人事	3	2	5
解雇	(2)	(1)	(3)
①整理解雇			
②普通解雇		[1]	[1]
③退職強要	[1]		[1]
④契約更新拒否、雇止め	[1]		[1]
配置転換、出向・転籍	(1)		(1)
復職		(1)	(1)
懲戒処分			
①懲戒解雇			
②①以外の懲戒処分			
退職			
勤務延長、再雇用			
その他経営又は人事			
賃金等	1		1
賃金未払			
賃金増額			
賃金減額			
一時金	(1)		(1)
退職一時金			
解雇手当			
休業手当			
諸手当			
その他賃金			
年金(企業年金・厚生年金等)			
労働条件等		1	1
労働契約		(1)	(1)
労働時間			
休日・休暇			
年次有給休暇			
育児休業・介護休業			
時間外労働			
安全・衛生			
福利厚生制度			
社会保険			
労働保険			
その他の労働条件等			
職場の人間関係			
セクハラ			
パワハラ・嫌がらせ			
その他	2	1	3
合 計	6	4	10

(注) 本表は個々の事件のあっせん事項を内容ごとに細分したものを示しており、必ずしも事件数とは一致しない。

() はあっせん事項内容の内数。また、[] は () の内数である

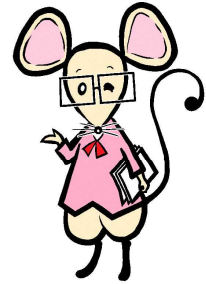
労働者個人と使用者の労働紛争解決のお手伝い！

《 個別的労使紛争のあっせん 》

北海道労働委員会では、労働問題に詳しい経験豊かな「あっせん員」が、当事者双方からお話をうかがい、問題点を整理した上で助言等を行い、歩み寄りによる解決を図る「あっせん」を行っています。

- ☆ 申請は簡単・費用は**無料**！
- ☆ 遠隔地は現地に出向きます！
- ☆ **秘密厳守**！
- ☆ **迅速に対応**します！

(申請受付から1ヶ月程度での解決を目指します)



労働者

こんなことでお困りのときは、ご利用ください

- 解雇通告されたが、理由等に納得できない。
- 残業しているのに、会社から時間外手当が支払われない。
- 職場でセクハラ・パワハラを受けており、会社に改善を申し入れたが、対策を講じてくれない。

- 従業員に配置命令を出したが、理由無く拒否されている。
- 会社に責任のない理由で休職した従業員から、休業補償を求められている。
- 退職勧奨の条件について、従業員と折り合いがつかない。



使用者

労働問題に関するご相談は

労働相談ホットライン ☎ 0120-81-6105

※社会保険労務士が対応します。

電話受付時間：月～金曜日 午後5時～午後8時

土曜日 午後1時～午後4時 (祝日、年末年始を除く。)

あっせん制度のご利用、ご相談、お問い合わせは

北海道労働委員会事務局 (調整課個別対策グループ)

☎ 011-204-5667 (直通)

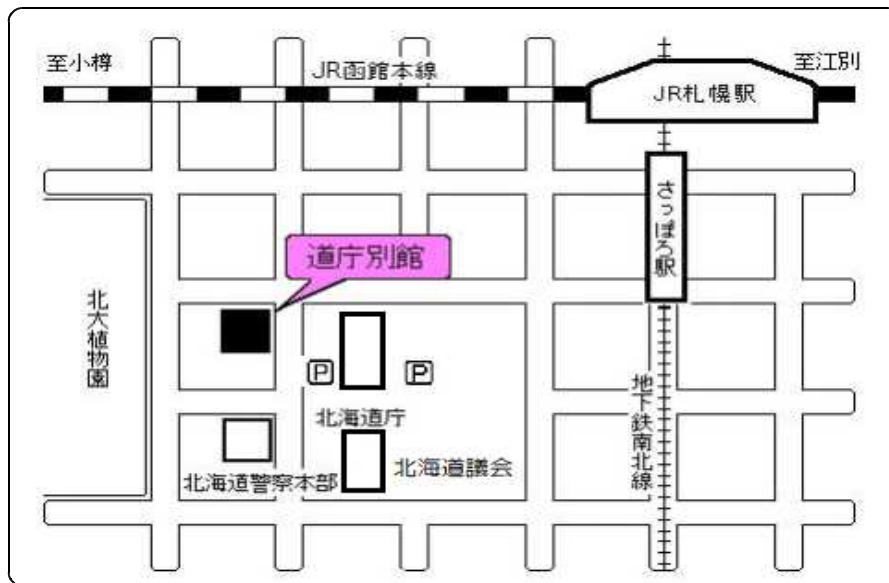
受付時間：月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 (祝日、年末年始を除く。)

住所：札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館10階

ホームページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html>

※来庁希望の方は事前に連絡願います。

北海道労働委員会 案内図



- 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館10階）
- 電話 総務審査課 総括グループ **011-204-5662**
審査グループ **011-204-5664**
調整課 調整グループ **011-204-5666**
個別対策グループ **011-204-5667**
- 最寄駅
 - ・JR札幌駅 西コンコース南口から徒歩約9分
 - ・地下鉄南北線さっぽろ駅 8番出口から徒歩約8分
- 駐車場
収容台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

北海道労働委員会月報

2023年6月号 No. 713

発行 令和5年（2023年）6月12日
編集・発行 北海道労働委員会事務局総務審査課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話 011-204-5662（総括グループ）
FAX 011-232-1057
URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html>
E-mail douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp